共済様式 2-2 号

**認定申告理由書**

　公立学校共済組合新潟支部長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

所　属　名

組合員氏名 　 　　㊞

　（続柄）　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　（　　　歳）は、主として私の収入により生計を維持しているため、下記の理由により認定して下さるようお願いします。なお、認定要件に変動があれば、ただちに申告することを誓約します。

記

　組合員が扶養しなければならない理由（具体的に詳しく記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定対象者の状況※下記の区分ごとに該当するものすべてに○をつけ、内容を記入する。 | 必要な添付書類※左記で○がついた場合、添付する。　提出もれのないよう、□にチェックする。※個別の事情により、新たな書類の提出を依　頼する場合がある。 |
| １　上記認定対象者の現在の状況 |
|  ａ　全日制の学生である。 | (市町村の所得証明書の提出がない場合)□　在学証明書（認定申告年度発行のもの）□　無収入の申立書 |
|  ｂ　夜間、通信制の学生である。 |  |
| 　ｃ　就労中である。（アルバイト、パート等を含む）　　　＜勤務先＞ | □　次の書類のうちいずれか１つ（雇用期間・収入月額が確認できるもの）・採用辞令（写） ・雇用契約書（写）・雇用通知書（写）・雇用契約・給与支払（支払見込）証明書 （共済様式2-4号） |
| 　ｄ 無職である。　　①　　　　　年　　　月　　　日　離職　　　（※２のｅについて詳しく記入すること。）　　　【就職期間】　　　　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日　　　【就職時の雇用保険加入】　有 ・ 無　　　【退職後の健康保険任意継続加入】　有 ・ 無 | □　次の書類のうちいずれか１つ　　（退職日を確認できるもの）　・離職票（写）　・離職証明（写）　・退職辞令（写）　・健康保険資格喪失証明書（写） |
| 　②その他(理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  ２　上記認定対象者の現在の収入状況 |
|  ａ　全くの無収入である。 |  |
|  ｂ　給与収入（アルバイト、パート等の収入を含む）がある。 | □　次の書類のうちいずれか１つ　（直近３か月の収入月額が確認できるもの）　・直近３か月の給与明細（写）　・雇用主が証明した月別給与支払一覧表 |
|  ｃ　年金収入（恩給・扶助料を含む）がある。　　　 【遺族年金又は障害年金受給】　有 ・ 無 （いずれかに○） | □　次の書類のうち①と②の両方又は③　（申告時の年金収入額が確認できるもの）　①年金証書（写）又は年金裁定通知書（写）　②最新の年金払込通知書（写） ③最新の年金改定通知書（写） |
|  ｄ（農業 ・ 不動産 ・ 事業）収入がある。 　 （該当するものすべてに○） | □ 確定申告書（写）□ 経費の収支内訳書（写）又は青色申告決算書（写）（農業、不動産所得者で確定申告をしていない場合）□ 収入と支出の経費を記載した申立書 |
|  ｅ　失業給付について |
| 　　① 適用外の事業所・受給資格未取得 |  |
| 　　② 権利放棄 | □　雇用保険を受給しない旨の申立書 |
| 　　③ 受給終了　　　 （　　　　　年　　　月　　　日終了） ④ 待機期間・給付制限期間中　　⑤ 日額限度額（3,612円）未満（日額　　　　　円） | □　雇用保険受給資格者証（写）（③の場合は「支給終了」の印字があるもの）　　※両面ともコピーすること。 |
|  ｆ　その他の収入がある。（公的年金以外の雑所得に　　　 ついても記入） （収入の種類： 　　　　　　　　　　　　　　　） | □　収入を確認できる書類 |
|  ３　上記認定対象者との同居・別居状況 |
| 　 ａ　同居している、単身赴任や一時的な入院である。 （単身赴任→異動に伴って配偶者・子と別居している場合） |  |
|  ｂ　別居している。　　 （理由：　　　　 　　　　　　　　　　　　　　） 【組合員の負担額】(生活費・家賃・光熱水費。学費は除く｡) | □　次の書類のうちいずれか１つ　・金融機関への振込通知書等（写）　・預金通帳のコピー※　今後送金開始予定の場合は添付不要 　送金開始予定　　　年　　月～ |
|   |  毎　月 |  　×12 |  円 |  |
|  賞与時 |  |  円 |
|  合　計 |  |  円 |
|  （送金方法：金融機関への振込・自動引落・手渡し） 【同居者】　有（　　人） ・ 無 |
|  ｃ　施設等に入所している。 施設区分：特養老人ホーム・老人保健施設・　　　　　　　　 その他（　　　　　　　　　　　　　） 施 設 名： | □　社会福祉施設等入所者の認定に係る申立書  |
|  ４　上記認定対象者の国内居住状況 |
| 　 a　上記認定対象者の住民票が日本国内にある | * 住民票謄本
 |
| b　上記認定対象者の住民票は日本国内にないが、一時的な海外渡航であり生活の根拠が国内にある（右記添付書類は必須、さらに下記①～⑤のうち該当する添付書類を準備する。） | * 国内居住要件の例外に該当する旨の申立書
* （下記書類が外国語で作成されたものであるときは）翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文
 |
| 1. 外国において留学をする学生
 | □　査証（写）□　学生証（写）□　在学証明書（写）□　入学証明書等（写） |
| 1. 外国に赴任する組合員に同行する者
 | □　査証（写）□　海外赴任辞令（写）□　海外の公的機関が発行する居住証明書（写） |
| 1. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 | □　査証（写）□　ボランティア派遣機関の証明（写）□　ボランティアの参加同意書（写） |
| 1. 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
 | * 出生や婚姻等を証明する書類（写）
 |
| 1. ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
 | ※個別に判断しますので、共済組合へ電話連絡してください。 |

|  |
| --- |
|  ５　他の扶養義務者（欄外参照）の状況　※必ず全員の状況を記入してください。 |
| 組合員である私から見て、上記認定対象者（被扶養者）の続柄は　　　　です。□（続柄が夫又は妻である場合）他の扶養義務者はおりません。→以下記入不要□（続柄が夫又は妻でない場合）他の扶養義務者がいます。→以下も記入してください。　　　　　　　　　　　　　　　※他の扶養義務者については欄外参照 |
|  配偶者の有無について　・ 組合員の配偶者 （ 有 ・ 死別 ・ 離別 ・ 未婚 ） ・ 認定対象者（被扶養者）の配偶者 （ 有 ・ 無） |
| 【他の扶養義務者は組合員の被扶養者である】　　（氏名： 組合員との続柄　　　　）（氏名： 組合員との続柄　　　　）（氏名： 組合員との続柄　　　　） |  |
| 【他の扶養義務者は組合員の被扶養者以外である】 | 添付書類（「所得の確認書類」は欄外参照。） |
| 組合員の被扶養者以外 | 1. 組合員及び認定対象者と同居している者

 （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） | □　組合員の所得の確認書類□ 他の扶養義務者の所得の確認書類□　扶養手当不支給の証明書（他の扶養義務　者が認定対象者に係る扶養手当を受給して　いない旨の勤務先の証明書） |
| 1. 組合員と別居し、認定対象者と同居している者

 （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） | □　組合員の所得の確認書類□ 他の扶養義務者の所得の確認書類□　扶養手当不支給の証明書（他の扶養義務　者が認定対象者に係る扶養手当を受給して　いない旨の勤務先の証明書） |
| 1. 組合員と同居し、認定対象者と別居している者

 （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） | □　組合員の所得の確認書類□ 他の扶養義務者の所得の確認書類□　扶養手当不支給の証明書（他の扶養義務　者が認定対象者に係る扶養手当を受給して　いない旨の勤務先の証明書）□　他の扶養義務者が仕送りなどの主たる扶　養をしていない旨の申立書 |
| 1. 組合員と別居し、認定対象者とも別居している者

 （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） （氏名： 組合員との続柄　　　　） | □　組合員の所得の確認書類□ 他の扶養義務者の所得の確認書類□　扶養手当不支給の証明書（他の扶養義務　者が認定対象者に係る扶養手当を受給して　いない旨の勤務先の証明書）□　他の扶養義務者が仕送りなどの主たる扶　養をしていない旨の申立書 |
| 「他の扶養義務者」（組合員から見た続柄）　 子→配偶者、子の配偶者 　実父(実母)→実母(実父)・兄弟姉妹 　祖父(祖母)→祖母(祖父)・父母・伯（叔）父母 　義父(義母)→義母(義父)・配偶者・配偶者の兄弟姉妹 兄弟姉妹→兄弟姉妹の配偶者・父母・他の兄弟姉妹 | 「所得の確認書類」給与収入→源泉徴収票(写)年金収入→認定申告年度の年金裁定（改定）通知書（写）　　　　　又は最新の年金払込通知書（写）農業・不動産・事業収入　　　　→確定申告書(写)及び収支内訳書(写)その他の収入→収入が確認できる書類 |